

資本関係又は人的関係がある者同士の 同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

兵庫県が一般競争入札により発注する建設工事において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 取扱い

一般競争入札により発注する建設工事において、同一の入札案件に参加する複数の者の関係が、3に規定する基準(以下「基準」という。)のいずれかに該当する場合、以下のとおり取り扱う。

(事前審査型)

基準に該当する者から入札参加の申込があった場合は、入札参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。

(事後審査型)

基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱う。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札書受付締切日時までに入札を辞退した場合には、残る一者が行った入札は有効として取り扱う。

3 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合**
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 公告等への記載等

- (1) 競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。
- (3) 入札参加申込時に「関係する会社（自社の「兵庫県入札参加資格者名簿」に掲げた会社）」を記載した入札参加申込書を提出するものとする。

5 資本関係又は人的関係の確認等

入札参加申込者（事前審査型）又は落札候補者（事後審査型）に対する入札参加資格の確認において、入札参加申込書に記載した「関係する会社」が当該入札に参加していないことを確認する。

6 基準に該当することが判明した場合の取扱い

- (1) 契約前に判明した場合
契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。
- (2) 契約後に判明した場合
虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は指名停止の対象とする。

7 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

8 適用日

この基準は、令和 4 年 10 月 1 日以降に入札公告する案件から適用する。